

徳島県作業療法士連盟

会議運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、徳島県作業療法士連盟の会議の運営に関し必要な事項を定める。

第2章 開催及び進行

(総会運営委員会)

第2条 総会の開催にあたっては、その準備及び議事運営のために事務局内に総会運営委員会を置く。

2 前項の委員会には、総会の準備及び議事運営に必要な人数の委員を、正会員の中から選任して配置する。

3 総会運営委員会は次に掲げる業務を行う。

- (1) 出席する正会員を収容する事が可能な会場の設営
- (2) 出席する正会員数の確認
- (3) 委任状の管理
- (4) 定足数の報告
- (5) その他総会の運営に関わること

(定足数)

第3条 会議は、総会においては正会員の、役員会においては役員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(書面もしくは電磁的手段による表決等)

第4条 やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的手段をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第3条の規程の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所

- (2) 会議に出席した正会員の数及び役員名
(書面もしくは電磁的手段による表決者及び表決委任者を含む。)
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印を得なければならない。
 - 3 議事録は、会長がこれを保存する。

(定足数の確認)

- 第6条 定足数は、会議運営規程第3条に基づく。
- 2 議長は、総会の開会に際し、総会運営委員会に出席者数を確認させる。
- 3 定足数とその充足の報告は、議長の指示のもと、総会運営委員会が行う。

第3章 雑 則

(規程の変更)

- 第7条 この規程は、役員会の決議によって変更できる。

(附則)

本規程は、令和6年5月6日より施行する。